

辞任一晩節を汚さぬよつに

就任記者会見の際、NHK会長と見に對して国内外からもこれを批判する論評が多数寄せられているが、こは注意深く見ていかなければならぬと思つて。なぜならば、従軍慰安婦問題についての意見を披瀝するよう執拗に求め続け、個人的な意見を聞くや否や、会長としての資質を問題視する根拠に利用する一部マスコミの卑屈さが垣間見れたからである。私は、かえつて、個人的な意見とはいえ、糸井氏の率直な意見が聞けるいい機会であったと受け止めていたが、どうも少数派のようである。

「表向き」という言葉がある。内実とは違つた世間に對する名目などといふ意味。糸井氏が表向きの発言を繰り返し、難なく乗り越えるような就任会見が国民にとって必要なことだとは到底思えない。相変わらず、他人に意見を求め、何らかの意見が披露されると、ここぞとばかりにこれを排斥する風潮が我が国には根強くある。このような状況では誰しも面從腹背(めんじゅうふくはい)つまり、うわべだけ上の者に従うふりをして

いるが、内心では従わないように振る舞うこととなろう。

さて、その後、糸井氏が理事会の理事に日付空欄の辞表を提出させていたこと、辞表を預かったことで理事が萎縮するとは思えない、一般社会では適任ではないと言わざるを得ない。

最高裁(昭和48年5月22日判決)は、「株式会社の取締役会は会社の業務執行につき監査する地位にあるから、取締役会を構成する取締役は、……、代表取締役の業務執行一般につき、これを監視し、……、取締役会を通じて業務執行が適切に行われるようにする職務を有するものと解すべき」と判示し、各取締役に代表取締役に対する監督義務を認めている。従つて、株式会社において代表取締役が事前に取締役から辞表を提出させていれば、各取締役の代表取締役に対する監督義務などを絵に描いた餅となり、この発言内容は、企業不祥事を防ぐという目的をも有するコープレート・ガバナンスの見地からほど遠い見識ということとなる。糸井氏がいう「一般社会」というも

のがどれほど異質な閉鎖社会であるのか我々は考えておくべきであろう。

ところが、実は、株式会社における取締役会とNHKにおける理事会との間には大きな差異がある。理事会を構成する理事に会長に對する監督義務が規定されていないからである。

放送法を紐解くと、会長、副会長及び理事で理事会が構成され、その理事会にて「定款の定めるところにより、協会の重要業務の執行について審議する」と規定されている(法第49条、第50条1項、2項)。さらに「日本放送協会定款」を見ると、理事は会長を補佐して協会の業務を分掌するなどと規定されているものの、会長に対する監督義務などは規定されていないのである(定款第36条参照)。

株式会社において代表取締役が取締役会決議にて選任されることと異なり、NHKの会長は理事会ではなく経営委員会が任命すると規定されるところからすれば(放送法第52条)、理事会における理事を通じたチエックアンドバランスの觀点が不透明であると言わざるを得ない。理事会を構成するとはいえ、任命権もない各理事に会長への監督義務を負わせるこ

とはできないのであるから、会長である糸井氏の立場から見ても、理事から事前に辞表を提出させることに威嚇的な意味はあるても、何らかの正当性や合理性を持ち得るとも思えない。

今般の糸井氏の行動は端的にいつて理事に對する威嚇以外の何物でもない。理事の身分は例外的な事由が認められる場合を除いて強く保障され、会長が自分勝手に罷免できない仕組みになっている(放送法第54条、第55条2項、日本放送協会定款第40条)。このように理事としての身分を保障することで何らかのチュウクアンドバランスを図ろうとしているのかもしれない。しかし、糸井氏が辞表を提出させる行為は、糸井氏が容易に罷免することができない各理事の立場を、日付空欄の辞表というものを通じて奪えることに繋がつており、自らの意見に反する理事をNHKから放逐する武器となつてしまつて。NHKを内部から改革する必要は否定できないが、このやり方はとても稚拙であり、糸井氏が自らの晩節を汚すだけである。